平成２８年（フ）第２号
佐賀県鹿島市大字音成乙1112番地14
債務者　染川　輝見
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３号
佐賀県鹿島市大字音成乙1112番地14
債務者　染川　秋江
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４号
佐賀県伊万里市黒川町横野553番地
債務者　谷口　幸枝
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市山代町楠久467番地１
債務者　井手　信沖
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久1513番地２
債務者　中武　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７号
佐賀県西松浦郡有田町大樽２丁目４番11号
債務者　中原　直子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２５号
熊本市東区保田窪本町４番39号　コスモ第二ビル106号
債務者　吉井　春美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
熊本市南区良町３丁目９番25―402号　ライフヴィレッジ田迎３
債務者　荒田　五月
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２２号
大分市大字羽屋40番地（豊府荘110）
債務者　大濵　宣仁
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
北海道小樽市奥沢４丁目20番13号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３５号
熊本市東区月出２丁目３番70号　藤本ビル205、前住所熊本市東区上南部２丁目12番13号中ノ上アパート104
債務者　外園　松子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１２号
岐阜県羽島郡笠松町田代1063番地の７　（エレガント社古地Ⅱ　102号室）、前住所岐阜県大垣市浅草１丁目382番地３　パークロイヤルヤスダＣ105
債務者　児玉　真弓
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
北海道苫小牧市宮前町３丁目12番16号
債務者　阿部　美紀
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６号
北海道苫小牧市東開町６丁目７番12号　ライトハウスＢ203号
債務者　二又　弥生
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５１号
秋田県大仙市大曲丸子町14番８号　コーポハラ12―２
債務者　大越　友子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２０号
三重県鈴鹿市南江島町７番20号　グレイス白子402号室、前住所愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１（市営　若松荘　２―408）
債務者　吉倉　健一
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５号
三重県名張市すずらん台西２番町74番地
債務者　和泉　　祐
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
津地方裁判所伊賀支部